開催年月日 令和6年7月22日(月)

開催場所 調布市教育会館3階301会議室

第4回 調布市下水道事業経営戦略 改定検討に係る専門委員会 議事録

【次第】

- 1 開会
- 2 議事
- (1) 令和5年度決算を踏まえた望ましい使用料水準の在り方
- (2) 使用料体系の考え方
- 3 その他
- 4 閉会

- ○長岡委員長 それでは、第4回調布市下水道事業経営戦略改定検討に係る専門委員会を始めます。本日は、暑い中、ありがとうございます。では、まず、本日使用する資料の確認をお願いします。
- ○事務局 お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日使用しますのは、まず、資料1 式次第。次に、資料2 委員会の日程表、資料3 本日の議題、そして、 資料4 第4回 令和5年度決算を踏まえた望ましい使用料水準の在り方、資料5 使用料体系の考え方、 そして、最後に資料6 委員名簿 となっております。

以上となりますが,資料に過不足等がございましたら,事務局にお申しつけください。——よろしいでしょうか。

- ○長岡委員長 それでは,続きまして,傍聴希望者の有無について確認します。本日,傍聴希望者はいらっしゃいますか。
- ○事務局 傍聴希望者,お1人いらっしゃいます。
- ○長岡委員長 それでは、傍聴者の入室をお願いいたします。

(傍聴者入室)

○長岡委員長 なお,議事の途中で傍聴希望があった場合には,その都度,御入室いただくということで お願いします。

それでは、次第に沿って議事を進めます。「令和5年度決算を踏まえた望ましい使用料水準の在り方」

について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。

前回,第3回の開催から日程が空いておりますので,まずは,本委員会の全体の日程について,いま一度確認させていただきたいと思います。

右上, 資料2を御覧いただけますでしょうか。本日は第4回委員会ですので, 「令和5年度決算を踏まえた望ましい使用料水準の在り方」及び「使用料体系の考え方」について検討いただきたいと考えております。

次回,5回目につきましては,本日,第4回までの討議を踏まえて「経営戦略改定(案)」について検討予定です。その後,11月頃パブリックコメントを実施し,その結果を踏まえて来年2月頃に第6回委員会で「委員会報告書の検討及び決定」を行う予定となっております。そして,翌年,令和7年2月もしくは3月頃に,検討結果を市長へ報告するとともに,委員会報告書を踏まえて,調布市にて改定経営戦略を決定し,3月下旬に市ホームページへ掲載したいと考えております。

以上、委員会全体の流れについて説明をさせていただきました。

続いて、資料3を御覧ください。本日の議題を簡潔に記載しております。

本日は、まず資料4「令和5年度決算を踏まえた望ましい使用料水準の在り方」を用いて、「令和5年度決算状況報告」、「将来の見通し」として「収益的収支の予測」、「資本的収支の予測」、「現預金残高の見通し」について御説明します。そして、次の「使用料水準の在り方」では、前回、第3回委員会で検討いただいた、使用料の算定方法を用いて、改めて改定率を算定いたします。

続いて、資料5「使用料体系の考え方」を用いて、調布市の現状の体系及び改定に当たっての「使用料体系の在り方」について、委員の皆様の御意見を賜りたいと考えております。

以上が本日の主な議題となります。

それでは,資料4「令和5年度決算を踏まえた望ましい使用料水準の在り方」を御覧ください。

まず、資料1ページ、1、前回までの振り返りについて説明いたします。

まず,第1回委員会「下水道事業の現状・将来の事業環境から見えてくる課題」では,次の3点の経営課題を抽出しました。

1点目の課題は、「老朽化・劣化対策、浸水対策、地震対策など、増大する建設改良需要に対する財源確保」。2点目につきましては、「下水道事業収入の根幹となる下水道使用料水準の改善、経費回収率の改善」。最後、3点目は、「中長期にわたり安定的に事業運営するための現預金残高を確保」。

以上が課題として挙げられました。

そして,第2回委員会「経営改善策の検討・経営課題の解決に向けた財務シミュレーションの実施及び整理」では,経費縮減の取組であるストックマネジメント計画に基づく事業の実施や,仙川汚水中継ポンプ場

の自然流下化事業,包括的民間委託による業務効率化等の経費縮減策を講じたとしても,現在の下水道 使用料水準では令和14年度に現金預金が枯渇する見通しのため,事業経営の継続は困難であると改めて 使用料水準の低さの御指摘をいただきました。

そして前回、第3回委員会「下水道使用料対象経費の算定・下水道使用料改定率の目安の検討」では、「下水道使用料対象経費」、つまり「下水道使用料で賄うべき経費」については、通常の維持管理費と資本費に加えて資産維持費を含めた算出式を用いることとなりました。そして、必要な改定率は26%と算定されました。

本日の第4回委員会では、令和5年度決算を踏まえるとともに、新たに生じた財政需要等を加味し、適正な使用料水準の再計算を実施いたします。ということが前回、第3回までの委員会の内容となっております。

それでは、続いて、2ページを御覧ください。

2, 令和5年度決算状況報告について説明いたします。

まず,(1)事業概要です。

調布市では、下水道施設の機能を維持、将来にわたり安定した下水道事業経営を行っていくため、調布 市下水道ビジョンに基づき総合的かつ計画的に下水道事業を推進しております。

令和5年度については、主に次の6事業に取り組みました。

まず、①浸水対策事業です。

令和元年東日本台風の再度災害防止に向けた浸水対策事業として, 狛江市と連携し, 大規模ポンプ施設等を整備するため基本設計を実施いたしました。また, あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の考えに基づき, 市内全域を対象とした浸水対策のマスタープランとなる雨水管理総合計画の検討に着手しております。

続いて、②地震対策事業です。

下水道の地震対策計画の令和6年度策定に向けて、地盤の液状化予測に基づき、マンホールと管渠の接続部の可とう化工事やマンホール浮上抑制対策等の基本方針について検討しました。

続いて、③老朽化・劣化対策事業です。

下水道管路施設の老朽化による道路陥没事故等を未然に防止するため、調布市下水道ストックマネジメント計画に基づき、予防保全型維持管理の一環として、老朽化・劣化対策事業を実施いたしました。

また,官民連携手法の1つである包括的民間委託の令和6年度からの導入に向けて,契約に係る仕様を 決定し,事業者選定を実施いたしました。

続いて、④仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化事業です。

老朽化・災害による停電等のポンプ場の機能不全リスクの解消や, 脱炭素化への貢献, 長期的な事業費の縮減に向け, 仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化事業を実施いたしました。

続いて, ⑤経営戦略の改定です。

経営戦略の改定については、皆様に検討いただいている内容となります。

最後に、⑥広報活動です。

市民等の下水道事業の理解促進を図るため、広報活動に取り組みました。令和元年8月に開始したゲゲゲの鬼太郎デザインのマンホールカードの配布枚数は、令和5年度末に累計で2万9,000枚を超えました。また、調布市多摩川自然情報館において、「浸水被害の記憶を忘れない」と題して、令和元年東日本台風の記録写真等を展示し、浸水被害の記憶を風化させないだけではなく、下水道の役割や整備の重要性について、市民への周知を図りました。

以上,令和5年度の事業概要について説明いたしました。

続いて、次のページ、(2)収支の状況を御覧ください。

まず, ①収益的収入について説明いたします。

直近3年間の収益的収入の推移を表に、構成比を円グラフで表しております。第1回委員会での説明と重複する部分もありますが、確認の意味で改めて説明させていただきます。

まず、収益的収入の推移ですが、下水道使用料は1人当たりの有収水量の減等により減少傾向が続いております。

雨水処理負担金については、雨水量が増加したことなどから、昨年度より上昇しております。

続いて,長期前受金戻入は,昭和40年代に敷設した管渠が法定耐用年数を迎えていることにより,減価 償却費と併せて減少しています。

令和5年度の構成比は円グラフのとおりです。

下水道使用料の収入が42.9%,長期前受金戻入が29.1%,一般会計から繰り入れられる雨水処理負担金が26.3%となっています。

続いて、次のページ、②収益的支出について説明いたします。

直近3年間の収益的支出の推移及び構成比は図表のとおりとなっております。

昭和40年代に敷設した管渠が法定耐用年数を迎えたことにより減価償却費が減少傾向となっております。

また,令和5年度は,管渠費が管渠補修工事費の増等により,約3億8,660万円と,前年度と比較して約7,000万円上昇しております。

円グラフを御確認ください。構成比ですが固定性が高く削減の難しい費用である減価償却費が42.3%, 流域下水道費が32.6%,支払利息及び企業債取扱諸費が2.5%となっており,費用全体の77%を占め ております。

続いて、次のページ、③資本的収入について説明いたします。

資本的収入は,建設改良費の増加と併せて増加傾向となっております。

令和5年度は、ストックマネジメント計画に基づく設計・工事に対する補助金額の増により、国庫補助金と それに連動する都補助金が増えております。 構成比ですが、企業債79.6%,国・都補助金が15.5%,他会計負担金が4.9%となっております。 なお、起債対象事業については起債可能額、全額分を起債しております。

続いて、④資本的支出に移ります。

建設改良費につきましては、令和元年東日本台風の再度災害防止に向けた浸水対策事業、ストックマネジメント工事の本格化、及び仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化事業により令和4年度、5年度は令和3年度より大幅に増額しております。

企業債償還金については、令和10年度の仙川汚水中継ポンプ場の解体を見据え、ポンプ場に係る企業 債の未償還残高について令和3年度に繰上償還を行ったため、一時的に大幅に上昇しております。

なお,企業債発行額が上昇基調であることから,今後,企業債償還金は年々上昇する見込みとなっております。

令和5年度の構成比についてですが、建設改良費が76.5%、企業債償還金が23.5%となっております。 収支の状況についての説明は以上となります。

続いて、次のページ、(3)経営指標を用いた現状分析について説明させていただきます。

①の経営指標の説明ですが、ここでは、類似団体平均と、調布市における経営分析項目との比較分析を 行っております。

類似団体とは、公共下水道を管理する団体のうち、「処理区域内人口が10万人」かつ「人口密度が1へクタール当たり100人以上」の団体と定義されています。つまり、人口及び人口密度が近い団体となっております。東京都内における調布市の類似団体は、武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市、そして、西東京市の5市が該当します。

なお,次の資料5で説明します「使用料体系の考え方」では,主に都内の類似団体と使用料体系を比較しながら.説明させていただく予定となっております。

分析対象となる項目は表のとおりです。これは毎年、総務省が、各下水道事業体に実施を要請している、 経営比較分析表の項目となります。

では、望ましい使用料水準の算定における目標値として設定している指標を中心に説明してまいります。 次のページを御覧ください。まず、「(ア)経常収支比率」について説明します。

こちらは、前のページの表内の「内容」の記載のとおり、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標となっております。算出式は、経常収益/経常費用となっております。

ページお戻りいただきまして、グラフの見方ですが、まず、青の棒グラフが「経常収益」、緑の棒グラフが「経常費用」、赤の折れ線グラフが「調布市の経常収支比率」、オレンジの点線が「類似団体平均」の折れ線グラフとなっております。

調布市の経常収支比率は、100%前後と収支はほぼ均衡していますが、黒字計上は令和4年度のみとなっております。

下の表で具体的に数値を確認してみますと、令和4年度の調布市の値は100.32%。表の下から2番目ですね。表の一番下、類似団体平均は107.29%と、おおよそ7ポイントの開きがございます。調布市が相対的に低水準であることがお分かりいただけるかと思います。

続いて、ページを移動いたしまして10ページをお開きください。「(オ)の経費回収率」について説明します。この指標は、下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度、下水道使用料で賄えているかを表したものです。使用料水準等を評価することが可能となります。算出式は、下水道使用料/汚水処理費で表されます。

令和4年度は91.70%と100%を下回っておりました。つまり、汚水処理費を下水道使用料で賄えていない状況でした。令和5年度はさらに悪化して88.97%となっております。悪化した主な要因といたしましては、管路補修工事費及び下水道使用料徴収委託料の増による維持管理費の増加が挙げられます。

続いては,下の(カ)汚水処理原価について説明いたします。

有収水量1㎡当たりの汚水処理費に要した費用で、算出式は、汚水処理費/年間有収水量となります。

こちらは、経費回収率と同じく、管路補修工事費及び下水道使用料徴収委託料の増加により2.8円上昇して84.14%となっていますが、類似団体平均と比較すると依然低い値となっています。つまり、比較的低コストで汚水を処理しているという結果がお分かりいただけるかと思います。

以上が、経営指標を用いた現状分析についての説明となります。詳細は後ほど御覧いただければと思います。

続いて,13ページに移りたいと思います。

「3. 将来の見込み」、「(1)収益的収支の予測」について説明いたします。

まずグラフの見方ですが、黒の棒グラフが「下水道事業収益」、ピンクの棒グラフが「下水道事業費用」となります。そして、赤の折れ線グラフが「当年度純損益」の推移となります。

下水道事業収益については、減価償却費の減に伴い、長期前受金戻入が減少したほか、人口減少等に伴 う1人当たりの有収水量の減少により、計画期間は減少基調となります。その後は、減価償却費の増と連 動して緩やかな上昇基調となります。

下水道事業費用については、法定耐用年数を超過する管渠の増加に伴う減価償却費の減等により、令和 16年度まで減少していますが、その後、計画期間における建設改良費の増大による減価償却費の増により上昇に転じてまいります。

続いて,当年度純利益についてですが,計画期間及びその後についても継続して赤字計上となる見込みです。

なお、隣の14ページのとおり、計画期間に見込んでいる主な事業としましては、仙川汚水中継ポンプ場 解体費として令和10年度に2億円を計上しております。

自然流下化に伴う解体費についてですが、跡地利用が未定のため、建物自体は地下12m、2階建ての構造となりますが、地上部分のみを解体した場合の概算費用で計算しております。

また,見直しが検討されている負担金として,流域下水道維持管理負担金がございます。こちらの負担金については、4ページの収益的支出でも触れました流域下水道に計上しているものとなります。

令和5年度の決算額といたしましては、約13億8,000万円。構成比は32.6%と支出の大きな割合を占めているものでございます。

この流域下水道の維持管理負担金ですが,処理単価は昭和57年度から据え置かれておりますが,東京都流域下水道の維持管理収支の悪化により,現在,市町村の負担分の見直しが検討されているところでございます。

改定幅については、現在未定ですが、処理単価が見直された場合、収支に看過できない影響が予想されますので、第2回委員会でも説明しましたとおり、調布市独自で処理単価を予測して、シミュレーションに反映させております。

続きまして、15ページ、(2)資本的収支の予測について説明いたします。

グラフの見方ですが、青の棒グラフが「資本的収入」、ピンクの棒グラフが「資本的支出」となっております。 資本的支出につきましてはストックマネジメント計画に基づく老朽化・劣化対策事業、令和元年東日本台風 の再度災害防止に向けた浸水対策事業及び地震対策事業の計上により、建設改良費は年間10億円以上 と高水準で推移する見込みとなっております。

事業費と併せて企業債発行額も増加するため、資本的収入につきましても増加傾向となっております。 次の16ページに、令和7年から令和16年の計画期間における主な事業及び概算事業費をまとめております。金額については、第1回委員会と同額計上しております。また、下の表では、事業時期及び概算費用が未定の事業についても記載しております。

まず、上の「流域下水道野川処理区の下水道処理施設整備」及び「野水処理分区の下水道整備」となります。こちらも、第1回委員会で説明させていただきましたが、改めて説明させていただきます。

ページ移りまして、資料20ページ、上の地図、「参考3、多摩地域において都が管理する水再生センターの配置と処理区」を御覧ください。

調布市全域は、赤丸で囲んでおりますが、流域下水道において野川処理区に分類されております。 そして、次のページ、「参考4、野水処理分区と調布基地跡地の位置図」を御覧ください。

こちらは調布市の全域の地図になりますが、野川処理区内の野水処理分区、具体的には調布基地跡地となりますが、土地利用計画では流域下水道野川処理区の下水処理施設が位置づけられています。そのため、計画が具体化した際は、流域下水道整備に係る負担金が発生いたします。

併せて現在,下水道未整備区域である野水処理分区の下水道整備計画を進める必要があり,業務量及 び建設改良費の増大が予想されております。

それでは、ページお戻りいただきまして、17ページをお開きください。(3)現預金残高の見通しについて 説明いたします。

まず、①現金収支の見通しですが、令和9年度にマイナスに転じて以降は、マイナス幅は拡大傾向となっ

ております。

そのため、下のグラフ「②現預金残高の見通し」ですが、現金収支の悪化に伴い、令和14年度に現預金残高がなくなる見通しとなっております。

以上が将来の見込みの説明となっております。

続いて、次のページ、「4、使用料水準の在り方」に移ります。

まず、「(1)財務シミュレーション結果」を御覧ください。

令和5年度決算(案)を反映させた、将来見込みに基づく財務シミュレーションとなります。

まずグラフの見方ですが、青の折れ線グラフが「経常収支比率」、赤の折れ線グラフが「経費回収率」、そして、黄色の棒グラフが「現預金残高」を表しております。

前回,第3回委員会と同様に,使用料改定を行う場合は,改定作業に1年程度は要するものと仮定して, 令和8年度に使用料改定をした場合のシミュレーションになっております。そのため,令和8年度に経常収 支比率,経費回収率,現預金残高がともに上昇していることがお分かりいただけるかと思います。

青色の経常収支比率については、改定以降、計画期間中はほぼ横ばいで推移し、計画期間最終年度となる令和16年度には106.79%となっております。

赤の経費回収率は、令和9年度に仙川汚水中継ポンプ場の除却費を計上、令和10年度に先ほど御説明しました解体費の計上により一時的に悪化しております。ただし、その後は回復して、計画期間中は、ほぼ横ばいで推移し、最終年度の令和16年度には106.69%となっております。

現預金残高については,令和12年度をピークに減少基調となっていますが,最終年度の令和16年度には18.2億円を確保しているところでございます。

続いて、(2)使用料改定率の算定 を御覧ください。算出式及び結果を表にまとめております。

まず,算出式ですが,前回,第3回委員会での検討結果のとおり,使用料対象経費を維持管理費と資本費の合計に資産維持費を加えております。

資産維持費の額については、現預金残高の目標値(使用料収入の1年分)となりますが、その18億円に対しての不足分を資産維持費として計上しております。

そして,目標値ですが,第2回委員会で決定いたしましたとおり,計画期間最終年となる令和16年度に,経常収支比率100%,経費回収率100%,そして,現預金残高18億円と設定しております。

結果として,全ての目標値を満たすには,改定率は前回値より3.7ポイント高い29.8%と算定されました。

ポイント上昇の主な理由としては、4ページの収益的支出や10ページの経費回収率でも触れましたが、 汚水処理費の上昇などが挙げられます。

以上のとおり、安定した下水道事業経営のためには、下水道使用料を29.8%改定する必要があると財務シミュレーションから試算されております。

事務局からの説明は以上となります。

○長岡委員長 ありがとうございます。 それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見があればお願いいたします。どうぞ、髙橋委員。

○髙橋副委員長 髙橋です。御説明ありがとうございます。

最後に改定率についてお話しいただきましたとおり、前回、令和5年度数値を見込みでつくったところ、 今回は決算数値に置き直したので、決算が赤字になってしまったことなどもあり、改定率は上げざるを得ないと理解しました。

その中で,令和5年度決算数値以外で,今回のシミュレーションを更新する中で変えた場所があれば教えてください。

○長岡委員長 では、お願いいたします。

○事務局 まず、最初にお断りをしておきたいのですが、令和5年度決算ということでお示ししておりますが、まだ市議会認定前ということを御了承くださいということを申し上げます。

前回のシミュレーションと変動させた内容ですが、まず、支払利息の利率について見直しを行いました。 前回、経済財政諮問会議での名目長期金利を参考にしましたが、令和6年1月に見直しが行われて 前回 と比較すると0.4ポイント程度上昇していたのでそれを反映しましたというのが1点です。

それから、主な項目ですけれども、令和5年度決算値をベースに物価上昇率を乗じて計算していることは前回と同様です。具体的には、令和6年から10年の当初5年間は年3%の上昇、その後は1%で計算をしています。特に修繕費につきまして、前回の予測値と比較して決算値が5,000万円ほど増加していますので、こちらをベースに物価上昇率を乗じております。ですので、大きな影響を及ぼしていると考えております。

あと、流域下水道維持管理負担金について、単価の見直しが検討されているということで、前回のシミュレーションでは調布市独自の単価を見込んでシミュレーションしました。こちらに関しては、まだ流域下水道の令和5年度決算が公表されていないので、引き続き前回と同じ単価で想定をしております。 以上です。

○髙橋副委員長 修繕費が増えるのも、結局、施設の老朽化によるもので、今後は減ることはないものだと思いますし、今回は決算数値を反映させて試算した結果、増えてしまうのは、仕方ないと思いました。

改定率が約30%というと、割合としては結構高いなという印象を皆さん少し思われている部分もあるでしょうし、多分、市民の皆さんも負担と感じてしまうかと思います。

ただ,22ページ目の参考6に類似団体の単価表をみますと,今,調布市で15㎡,2人世帯相当のところ

だと最も低廉な使用料設定になっています。仮に1.3倍になると,900円台の団体は少し超えてしまいますが,国分寺市より安くなっています。調布市と同じように他団体も使用料設定を見直し,後追いで上がってくるのだと思います。

こう考えると、一時的に国分寺市の次という水準になってしまいますが、調布市の下水道を維持するためにも必要な改定率かと思いますし、改めて見れば、まだ1番高いわけではないということもあると思いますので、妥当な水準なのかと、私は思いました。

以上でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。ほかに御意見があればお願いいたします。では,持田委員,お願いします。

○持田委員 今, 御説明の中で, 前回の改定率より高い約30%の改定が必要との結果ということですが, 東京都の流域下水道維持管理負担金の単価の見直しなど, 条例改正までに新たな財政需要が生じること も想定されます。改定率30%というのは感覚的にあり得ると思うのですが, それが, 40%ぐらいになってしまった場合に, その数字をそのまま当てはめて改定するのか。どのようにお考えでしょうか。

○長岡委員長 では、御回答お願いします。

○事務局 現在の想定で30%近く,29.8%という改定率が出てございました。これを今後,実際に下水 道条例を改正して単価を改定することになった場合,改めて,その時点で確定の情報,決算の反映ですとか,流域下水道維持管理費の単価の見直しがあればそちらを反映するということで,やはり,上がってしまうことは想定しています。

反映するにあたっては、委員会で議論いただいた算定式を当てはめて、理論上必要な改定率を算定して、 その後に、その改定率を使用料体系、単価の部分にどのように反映させるかを検討します。

その際に,一般的な世帯を想定したシミュレーションも実施しますが,類似団体と比較するとともに,社会経済情勢に鑑みて,過度に負担が重くなると考えられる場合には,改定率を調整せざるを得ないというように市でも考えております。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。ほかにあればお願いいたします。どうぞ。

○持田委員 今, お伺いしましたとおり, 社会経済情勢からみて難しいといった場合には調整せざる を得ない状況だと理解するところでございます。ただ, そういった調整した場合については, 今, 計画期間 は10年にしてございますけれども、調整を行った場合には10年より少し短いスパンで、再度、妥当かどうか検証することは必要ではないかと思っています。

○長岡委員長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。どうぞ。

○髙橋副委員長 今,使用料の算定期間が10年間より短いスパンで検証してみてはという説明をいただきましたが、下水道使用料改定の考え方で、使用料改定の期間は、5年程度というのが1つありますので、10年より短いケースとなると次は5年間かと思ったところでございます。

また,私が支援した団体では,5年でもすごい改定率になってしまったので,2年で1回,次にもう一回,5年目で残りのパーセンテージを上げるという事例もあります。もし,10年が厳しいのであれば,短いスパンで段階的に上げていくのが妥当かと思いました。この辺りは,調布市で何か検討していれば教えてください。

○事務局 髙橋委員がおっしゃいますとおり,目標値は10年で見ましたので,10年間維持できればよろしいのですが,それが難しい場合には,5年に1回,使用料水準の見直しが必要となってしまって,そのタイミングで改定の要否は検討することになろうかと思います。

また,5年未満で改定するかどうかということですが,市民の生活を考えた場合には,少しずつ改定する ことが望ましいことは理解していますが,実現性について慎重に検討していきたいと考えています。

理由としては、まず1点目として、使用料単価の改定のたびに、システム改修費が発生します。調布市は使用料の徴収を、東京都の水道局に委託しているため、こちらのシステムの改修費用が発生するのですが、一般的な改定ですと1,000万円ほど必要と伺っています。改定内容によっては、それ以上の経費が発生する可能性もあると想定しています。

そして2点目の理由としては、改修に要する期間は8か月程度と伺っていますので、毎年改定するとなると、常にシステムを更新して、経費もかかってというような、現実的になかなか難しいという思いもございますので、慎重に検討したいと考えています。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。――それでは,大体御意見をいただきましたので,望ましい使用料水準の算定については,前回第3回委員会で算定式をつくりましたが,今回は,令和5年度決算を踏まえて再計算されまして,約30%改定となりました。

ただし、実際に改定率を決定するときは類似団体のほか、その時点の社会経済情勢などに鑑みて調整する余地があると。

例えば、今いろいろお話がありましたけれども、激変緩和できることが望ましいものの、実現可能性など、総合的に勘案して決定していきますということで、本委員会としては結論づけたいと思いますが、よろしいでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、議事の(2)使用料体系の考え方についての説明をお願いいたします。

○事務局 では、議事 (2)使用料体系の考え方 について説明させていただきます。資料5「使用料体系の考え方」を用いて説明させていただきます。

まず、資料1ページ1、本委員会での使用料体系の考え方を御覧ください。

本委員会での使用料体系の考え方ですが、先ほどの望ましい使用料水準の在り方での議論を踏まえた 使用料水準を確保するため、使用料区分の単価をどのように設定すべきか、委員の皆様の御意見をいた だきたいと思います。

意見をいただくに当たり、現在の調布市の使用料体系の現状について御説明させていただきます。

2. 現状分析の(1)汚水排出件数の推移を御覧ください。

令和6年4月1日現在の調布市の世帯数は12万4,148世帯であり、汚水排出量の流量別件数で見ると、 50㎡以下が一般家庭からの排水と推測され、その割合は98.9%となります。

ページを飛びまして、7ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは、東京都の調査となりますが、世帯人員別の1か月の平均使用水量の目安を載せております。「1人世帯」ですと平均使用水量は8㎡、「2人世帯」だと15㎡、「3人世帯」だと20㎡、「4人世帯」は23㎡、「5人世帯」は28㎡というようになっております。御参考にしてください。

ページ戻りまして,続いて,2ページをお開きください。次に,(2)汚水排出量の推移について説明いたします。

令和5年度については,一般家庭からの排水が主と推測される50㎡以下の汚水排出量は,全体の85%。 事業用が主と推測される50㎡を超える排出量は全体の15%となっております。

続いて、次のページ、(3)使用料の推移を御覧ください。

調布市の使用料体系は,使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制となっていることから,(2)汚水排出量の推移と比べて排出量区分が上がるに従い,全体に占める割合が相対的に大きくなっています。

一般家庭の利用が主と推測される50㎡以下は全体の68%,50㎡超は31%となっています。

そのうち,最高排出区分となる1,000㎡超は使用料全体の15%となっております。

以上が,現状分析となります。

ページをおめくりいただいて、続いて、3、使用料体系の概要 を御覧ください。

(1)使用料体系の基本的考え方 について説明いたします。

まず, ①二部使用料制についてですが, 次ページの <参考>使用料体系の種類 と併せて御覧ください。

調布市の使用料体系は,使用水量にかかわらず,一律賦課する「基本使用料」と,使用水量に応じて支払額が変動する「従量使用料」で構成される二部使用料制となっております。

基本使用料については、基本水量となる10㎡の範囲内では、使用量の多寡にかかわらず、使用料が定額となる基本水量制を採用しております。また、従量使用料については、使用量の増加に応じて単価が高くなる累進使用料制を採用しております。

続いて、②使用料体系の仕組み について説明いたします。

下水道事業は、費用構造に占める固定的な費用の割合が高く、必要な費用は、使用水量に関わりなく基本使用料で回収することが本来的には望ましいとされております。

下の表を御覧ください。イメージしやすいよう,令和5年度の調布市の決算値も併せて記載しておりますので,御参考にしてください。

まず、表の一番上に記載されている「汚水処理費」。こちらは使用料対象経費とイコールになりますが、これを分解しますと、「需要家費」「固定費」「変動費」の3つに分けられます。

需要家費というのは、排出量に関係なく使用者数に比例して係る経費となります。調布市の場合、下水道使用料徴収委託料が該当いたします。令和5年度の決算値の割合としては、汚水処理費全体の15%となります。

そして, 隣の固定費は, 水量や使用者数に関係なく, 下水道施設の規模に応じて係る経費となります。具体的には, 減価償却費, 企業債支払利息, 人件費などが該当いたします。割合は28%となります。

そして,変動費ですが,これは水量に応じて変動する経費となります。具体的には,流域下水道維持管理 負担金,光熱水費,動力費などが該当いたします。割合は57%となります。

本来,固定的な経費となる需要家費の15%と,固定費28%の合計した43%を基本使用料として,変動費の57%を従量使用料として賦課することが望ましいとされています。しかし,一番下,現状の割合は,基本使用料分は30%にとどまっていることから,従量使用料に依存した使用料体系となっていることがお分かりいただけるかと思います。

なお、調布市の経費回収率は89%と、資料4の「望ましい使用料水準の在り方」で説明させていただいたところですが、この89%というのは汚水処理費に対して89%。一番上、黄色の枠で囲んだ汚水処理費の89%しか使用料を徴収できていない。別の言い方をすると、11%、経費に対して使用料が不足しているということになります。

そのことを表現するために、表の一番下、現状の一番右側に赤く、不足分2億2,500万円、汚水処理費の11%と記載しております。経費回収率を理解する上での御参考にしていただければと思います。

続いて、6ページに移りまして、(2)調布市の使用料体系<一般汚水>について説明いたします。

次のページ,世帯人員別1か月の平均使用水量の目安と併せて御覧ください。

こちらの使用料体系では、調布市と併せて、都内の類似団体5市の体系も併せて掲載しております。 使用料体系のほかにも、この使用料体系を適用した適用年月日、そして、具体例として、実際使用した汚 水量に対する使用料金を消費税込みで載せております。

2人世帯相当の使用量となる15㎡, 3人世帯相当の20㎡, そして, 30㎡, 50㎡と, 4区分載せております。

では、調布市の使用料体系について見ていきます。基本水量が350円と最安値となっております。赤丸で囲んでおります。

そのことから、15㎡を使用した場合、6市中、最安値となる830円――こちらも赤丸で囲んでおりますが、――830円と、最安値となっております。

なお,基本水量については,調布市と西東京市については10㎡となっておりますが,その他の5市については,8㎡となっております。

その他, 20㎡, 30㎡, 50㎡を使用した場合では, 調布市は6市中3番目に低い水準となっているところでございます。

参考までに、都内の全市町村の使用料体系一覧も用意しております。後ろから2番目、19ページを御覧いただければと思います。

表の上部に、これまで御説明申し上げた類似団体、それより下にその他の団体を載せております。

表右側の月額使用料については、使用料区分が高くなるほど濃い赤色になるよう表現しております。

表上部の類似団体が比較的安価であることが、おおよそ、お分かりいただけるかと思います。詳細は後 ほど御覧いただければと思います。

それでは、ページお戻りいただきまして、8ページをお開きください。

続いて,4,使用料体系<一般汚水>改定のポイントに移ります。

これまでの現状等を踏まえた上で,使用料改定のポイントと市の考え方について整理いたしました。

まず,使用料体系の改定に当たって,検討パターンを参考までに5つ挙げております。

「パターン1」として、基本使用料、従量使用料ともに均等に改定する場合、「パターン2」は基本使用料のみ改定する場合、「パターン3」は、逆に従量使用料のみ改定する場合、「パターン4」は、基本使用料、従量使用料ともに改定するけれども、基本使用料の改定率を高くする場合、最後に、「パターン5」は基本使用料、従量使用料ともに改定するが、従量使用料の改定率を高くする場合。

以上、大きく5パターンを想定させていただいております。

では,(1)経営の安定性の確保に向けて について説明させていただきます。

二部使用料制とする場合,固定的な経費は基本使用料で回収することが望まれております。収入を従量使用料に依存すると,有収水量の増減により使用料収入が影響を受けやすく,安定した収入確保が困難となるためです。

以上のことから,経営の安定性を確保する使用料体系の検討が必要となります。

16ページ,<参考2>使用料収入に占める基本使用料の割合を御覧ください。

こちら, 国土交通省による人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書の資

料内で下線を引いているところですが、文章の一番下ですね。ここに、基本使用料に配賦する固定費の割合を漸進的に高めていくことも視野に入れた使用料体系の設定が必要と書かれております。

9ページにお戻りください。

以上を踏まえた上で、調布市の現状について箇条書きでまとめております。

まず、二部使用料制を採用しております。4ページで説明しましたとおり、本来、基本使用料で徴収すべき 経費を従量使用料で徴収しております。それと、6ページで説明しましたとおり、基本水量の使用料は類似 団体との比較では最安値となっております。それに加えて、調布市の人口は令和12年度をピークに減少 に転じる推計となっております。また、有収水量は年平均1%の減少基調となっております。

以上のことから、総合的に判断した、市の考えは、まず、二部使用料制を維持する。次に、経営の安定性を確保するため基本使用料の改定幅を大きくするというものでございます。

先ほど8ページ, 左隣のページの検討パターンで御説明しますと, パターン2の基本使用料のみ改定, もしくは, パターン4, 基本使用料, 従量使用料ともに改定するが, 基本使用料の改定率が高いに当てはまってまいります。

続いて、ページをめくりまして10ページです。(2)利用者間の負担の公平性の確保に向けてに移りたい と思います。

使用料体系は、受益者負担の原則から、使用者に公平な費用の負担を求める必要がございます。そのため、現状の使用料体系が、特定の使用者区分に偏っていないか、また、使用料改定に当たっては不公平感がないよう区分ごとの改定率をどのように設定すべきかの検討が必要となります。

まず、公平性の確保に当たっては、累進使用料制についての検討が必要です。

累進使用料制における累進度について御覧ください。累進使用料制は、大量使用者の需要変動リスクに対応するコストを調整、賦課するという趣旨から、使用料増加に応じて使用料単価を上げていく使用料体系です。ここでは、累進度を用いて、調布市及び類似団体の使用料体系を比較分析しております。

なお、累進度とは、累進使用料制における1㎡当たりの最低単価に対する最大単価の倍率で、その値が 高いほど大量使用者への負担が大きいことを意味します。

具体的な計算方法は、枠内のとおりです。2つのパターンで検討しております。

まず1つ目ですが、上の囲みを御覧ください。1つ目は分母の最低単価を1㎡当たりの基本水量とするものでございます。これを累進度①として扱います。

もう一つは、同じ分母の最低単価を、基本水量を除く従量使用料区分の最低料金区分である11㎡から2 0㎡の単価で計算したものでございます。こちらは、従量使用料部分に焦点を当てた累進度となりますが、 これを累進度②といたします。

次のページが算定結果となります。調布市及び類似団体の使用料体系の下に累進度を2パターン表示させていただいております。

まず、調布市の欄を御覧ください。まず、①の基本水量を含めた累進度。こちらは649%となっておりま

す。算出式は、最高区分の1,000㎡を超える部分の使用料単価227円を、基本水量1㎡当たりの使用料 金35円で割った値となります。

そして、②、基本水量を除いた従量使用料区分の累進度は280%となっております。算出式は、最高区分の使用料単価227円を、基本水量を除いた従量使用料の最低区分となる20㎡までの単価81円で割った値となります。

この算定結果について、表の下、現状に対する市の考え方でまとめております。

まず、①の基本水量を含めた累進度649%というのは、現状として、類似団体間では上位3番目となっております。そのことから、最高単価と最低単価の開きが比較的大きいと言えます。

これに対する市の考えとしましては、累進度を低くすることで公平性を確保するため、

基本使用料の改定率を大きくするというものでございます。

次に、②の基本水量を除いた従量使用料区分の累進度280%は、類似団体間では最低値となっております。

これに対する市の考えは、従量使用料区分の累進度を見直す必要がないか検討するということです。 以上が、累進使用料制における累進度についての説明となります。

続いて、次のページに移りまして、②基本水量について説明いたします。

一般的に、公衆衛生上の観点から、生活上必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として基本水量を付与しております。しかし、近年、一人世帯の増加によって、基本水量に満たない使用者が増加するなど、不公平感が生じる原因となっております。

これに対して市の考えは、基本水量制は維持するというものでございます。理由としましては、2つございます。

まず、都内で基本水量の廃止を予定している自治体がないということです。今月、都内市町村を対象に、 基本水量制の廃止の意向調査を行ったところ、回答のあった21市中、基本水量を「廃止しない」とした市 が3市、「今後検討する」とした市が18市であり、具体的に廃止を検討している市はございませんでした。

理由の2つ目としては、①とも関連してくるのですが、②使用料システムの改修委託料が多額となることが想定されるということです。現在、東京都水道局に使用料徴収を外部委託しておりますが、基本水量の廃止によりシステム改修費がさらに多額になることが予想されます。そのため、現段階においては、都内の他市の動向を踏まえながら、今後慎重に検討してまいります。

なお、基本水量の見直しの方向性について検討すべきとの考えが国からも示されております。17ページ 参考3に資料を掲載しましたので、後ほど確認いただければと思います。

以上で、一般汚水の使用料体系の説明は終わりにさせていただきます。

続いて、5、浴場汚水の使用料体系について説明いたします。

現在,公衆浴場法に基づいて都道府県知事に許可を得て営業している公衆浴場の入浴料金については、物価統制令第4条及び物価統制令施行令第11条に基づき、都道府県知事が最高限度額を指定する仕組

みになっているほか、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律においては、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し、重要な役割を担っているものとして、地方公共団体には、公衆浴場の経営の安定を図る等、必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めるよう促しています。

調布市においても,上記法律に基づき,調布市公衆浴場施設整備等事業補助金交付要綱を制定するなどして,浴場経営の支援を行っているところでございます。

以上のことから,浴場汚水の使用料改定については,慎重に検討すべき事項であり,単価は据え置くこと としたいと考えております。

続いて,ページをおめくりいただきまして、6、共用汚水の使用料体系について説明いたします。

共用汚水とは、水道の給水装置または井戸を共用して生じた汚水で、公共下水道に排除するものを言います。現在、使用料の算定表に汚水の種別として共用汚水を掲載していますが、対象者がいないことからも、廃止の方向で検討しております。

なお,東京都内の類似団体で共用汚水の使用料区分を採用している自治体は確認できておりません。 事務局からの説明は以上となります。

○長岡委員長 ありがとうございました。それでは,ただいまの説明に対しまして,御意見,御質問があればお願いいたします。はい,山内委員,お願いします。

〇山内委員 資料の5ページをお願いします。基本的な確認となりますけれども、こちら、使用料体系の種類が示されております。二部使用料制を採用する場合の、二部使用料制の中に、「基本水量あり」と「基本水量なし」と記載がありますけれども、仮に、基本水量制を廃止した場合でも基本使用料は残るという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 山内委員のおっしゃるとおりでございまして,二部使用料制の継続を前提にしますと,基本水量を廃止した場合にも,基本使用料を再設定いたしまして――今,基本水量が1㎡から10㎡ですけれども,そちらの使用量につきましても従量使用料を新たに設定することになります。
以上です。

○長岡委員長 よろしいですか。どうぞ。

○山内委員 今の説明は、分かりました。それで、今回の、基本水量を継続するという考えになっていますけれども、17ページの国の報告書の抜粋の中では、ちょうどアンダーラインが引いてありますが、基本水量制の見直しの検討をすべきとありますけれど、市として、今後の方向性はどのように考えているのか、

お聞かせください。

○事務局 先ほど説明いたしました12ページを再度御覧いただきたいのですが,基本水量に関して市の考え方がございます。今回につきましては,基本水量の廃止を見送ることとしたいということで,理由については12ページの括弧書きに2点挙げております。

このほかに、基本水量を廃止した場合に、これまでの基本水量、10㎡までの使用で収まっていた世帯に 過度な負担をかけてはいけないということで、恐らく基本使用料を低めに設定して、その後の従量使用料 で調整する必要が出てくるかと思いますが、今回、市の考え方として、経営の安定性を考慮して、基本使用 料はある程度高めに設定することを検討してございますので、そことの整合が取れない可能性があるとい うことも理由でございます。

ただ,国から見直すように提言されているということは認識しておりまして,今後は,都内がまだ基本水 量廃止の動きになっていませんが,北は北海道,南は沖縄まで,他県におきましては基本水量廃止の動き が確認できておりますので,今後も引き続き,他市の動向を注視いたしまして,5年に1回,経営戦略改定 の際に検討課題としたいと考えております。

以上です。

- ○長岡委員長 ありがとうございました。ほかにいかがですか。では、大橋委員、お願いします。
- ○大橋委員 細かく,類似団体の比較等を見てまいりましたけれども,これまでの議論を伺っていると, 安定性を求めて基本使用料を高めに設定するというのは分からないわけではないのですが,基本使用料 の範囲内で少量に使っている方たちにとって,負担感が大きくならないか心配が残ります。

それから, 高めという言葉が何回か出てきましたけれども, 高めというのは, どのぐらいのことなのでしょうか。

- ○長岡委員長 では、御回答をお願いいたします。
- ○事務局 2点御質問をいただきまして、まず1点目の基本使用料を高めに改定した場合、その範囲内で収まっていた少量利用者の負担が増すのではないかということなのですけれども、確かに、大量利用者よりも少量利用者の方が、その世帯の総額に占める基本使用料の割合が大きいわけです。ですので、基本使用料を高めに改定すると、引上げ率としては高くなるといったことが想定されます。

率で考えるとそうなのですけれども、率ではなく金額で考えた場合には、どの使用者におきましても、大量使用者におきましても基本使用料を高めに改定された影響を等しく受けることになります。そのため、必ずしも、少量利用者に過度な負担にならないのではないかと考えています。

例えば、20㎡使用する世帯につきましては、基本使用料の範囲である10㎡までの使用については、高めに設定された基本使用料を同様に負担する。従量使用料の単価で計算するのは残りの10㎡ということになりますので、必ずしも少量利用者のみの負担が過度に増すわけではないと考えております。

次に、どの程度、高めに設定するかにつきましては、4ページを御覧いただけますでしょうか。先ほども御説明さし上げましたが、4ページの一番下の現状のところ、調布市の下水道使用料に占める基本使用料の割合、令和5年度決算で申し上げますと30%程度でございました。本来あるべき基本使用料の割合では43%となっております。全くここまでというわけではなく、この割合に近づけるような値に設定することを考えております。

実際には使用料単価の設定のシミュレーションを次回,お示しできればと考えております。 以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。では,田波委員,お願いします。

○田波委員 これは髙橋委員がよろしいのか、ちょっとお尋ねしたいのです。資料の10ページ、11ページ、 累進度の設定の考え方についてですけれども、当然、自治体の考え方になると思いますが、これまで各自 治体の検討の場に参加されて、今後、我々が検討するにあたって参考になるような累進度の設定の在り方、 議論等があれば教えていただけますでしょうか。

○髙橋副委員長 累進度の考え方、下水道の一般的な使用料体系でどうやっていたかというと、累進度を徐々に高めていくことで、少量利用者はできるだけ安くして、大口利用者には少し多く御負担をお願いするという考えの団体が多いです。では、どのぐらい高めればいいのか、何が妥当なのか、一番かというのは言い難いです。

それはなぜかというと、地域によって大口利用者がどの程度いるかにもよると思っています。

例えば、私が去年支援した団体は、大口がとても少ない地域でしたが、大口に御負担をお願いして、一般住民の方の負担をできるだけ減らそうというような使用料体系になっていました。一方で、経営の安定性を求め、できるだけ収入を下水道事業としては確保したいと考えた場合、大口の負担をより高めてしまおうと考えても、汚水量はどうしても少なくなってしまうので、累進度を高めて、小口の方はより少なく、大口の方はより多くするような改定をしたとしても、全体として結局、使用料収入が得られない結果となりました。

あとは、結局、大口に負担をどんどん寄せてしまうと、仮にですけれども、――何かものをつくるにしても、 魚類を加工するにしても、下水道を使うことによってコストが高くなるのだったら、ほかの自治体に工場つ くりますよ、となってしまったら元も子もないので、私が支援している団体の中では累進度を下げていく 団体が多いです。それは、大口が抜けてしまうと、使用料負担にインパクトを与えてしまうので、どうしてもコスト上はある程度、小口の方に負担をお願いする必要があるというところです。

あとは、大口がとても多い地域なのか、少ない地域なのかによって、どれぐらい小口の方が負担するのかは変わってくるというのが私の感触です。その辺りは、長岡委員長いかがですか。

○長岡委員長 私もそのようなことに関わっているのですけれども、一番考えているのは、やはり収入の安定性。ちょっとおっしゃったのですけれども、大口に依存すると、大口がどこかに移転してしまった場合、収入減少のダメージが非常に大きくなるかと思っています。

あとは、かつてですけれども、水道のほうの議論なのですが、水道を使わないで――下水道には直接影響はないのですけれども、水道の場合に、水道を使わないで地下水を使う大口使用者があって、その対策というのが言われていました。要は、累進度が高いから水道よりも地下水の方がいいと。

あとは、やはり、小口をどうするかというのは、多分、本当に政策的な問題かなとは思います。恐らく調布 市の考えによるのかなと私は思っております。

- ○髙橋副委員長 私も、最後はそこになるかなと。
- ○長岡委員長 と思います。どれが正解というのはないと思います。
- ○持田委員 今, 累進度の話がございまして, 11ページに調布市と類似団体, 数字が2つあって, 今, 累進度は少し低めに抑えたほうがというところがあって, ①の数字が高いのですね。基本料金の単価を上げることで, 公平性を確保しようとするのは理解しました。

ただ,②にすると,類似団体では最低値というようなところもありまして,今の議論を踏まえると,では,ど の辺りが妥当なのかという。数字だけ見てしまうと,一方では高い数字,一方では低い数字になってござ いますけれども,そもそも, 見直すとなるとどのようなお考えがあるのか,お聞きしたいと思います。

○事務局 こちらの検討をするに当たって,他市の状況をいろいろ確認しましたところ,累進度,調布市はこの2パターンを用意いたしましたが,2パターンを出している団体は見当たらず,どちらかのパターンを出しているのですね。ですので,市によって考え方がいろいろなのだなというところを改めて感じたところでございます。

まず、①で考えますと、基本使用料がやはり安価であるので、そこを高めに改定をすると累進度は低くなると考えられます。一方で、②で見ますと今の時点で最低水準ということで、これ以上累進度を下げる必要がないかどうか検討する必要がございまして、このような状況を見ますと、累進度が低いことのみでは

一概に、公平性を判断できないなというように感じております。

ですので、やり方としては、一律に改定するだとか、累進度を調整するとかということより、使用水量区分ごと、使用者分布を見ましてボリュームゾーンですね、使用者の一番多いところにつきましては、汚水処理原価に近い使用料単価の設定ができないかと考えております。その前後の使用水量区分については緩やかな傾斜をつけるような形で単価設定ができればよいなと思っておりますので、今の累進度にこだわらずシミュレーションしていきたいと考えております。

- ○長岡委員長 よろしいですか。どうぞ。
- ○持田委員 今, 御発言があったとおり, 経営の安定というところと公平性というところがあるという ことなので、次回お示しいただければと思います。
- ○長岡委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。大橋委員,お願いします。
- ○大橋委員 この間の議論で出てこなかったものですから、1つだけ。特定の層といいますか、高齢者とか、子育て世代とか、そういった層への配慮はできないのでしょうか。
- ○長岡委員長 どうぞ。
- ○事務局 参考資料の15ページの参考1を御覧ください。こちらに、下水道使用料に関する規程を掲載しております。とりわけ注目していただきたいところが、下水道法第20条第2項の4号でございます。下線を引いていますが、「特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」という規定がございます。

こちら、一見すると、特定の者に対して高く負担をかけることがないようにとも読めますが、ただ、反対に、不当に減免することも禁止されている規定となっています。ですので、使用料体系につきましては、あくまで排出量に応じた区分となっており、使用者の特性まで配慮した区分を設定することは難しいと認識しております。

その一方で,何か特定の層といいますか,配慮できるとすればですけれども,6ページをご覧ください。 料金表ですが,他の類似団体と比較した調布市の特徴としまして,30㎡までと50㎡までは同一の単価と なっています。一般的な子育て世帯を3人から5人とした場合,7ページを御覧いただきますと20㎡から 30㎡の使用と想定されますので,30㎡までの新たな区分を設けるということが1つ考えられます。

それから、1人世帯に関しまして、高齢者や学生を想定しますと、今、調布市の基本水量が10㎡となっております。ただ、類似団体は8㎡のところもございますので、8㎡に変更することで1人世帯の節水が報わ

れる体系ということも1つ考えております。

これら総合的に勘案した上でシミュレーションを実施したいと思っておりますので、また次回、お示しした いと考えております。

以上です。

- ○長岡委員長 大橋委員、よろしいですか。
- ○大橋委員 はい。

○長岡委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今の下水道法20条の「不当な差別的取扱い」については存じ上げなかったが それが根拠になって特別扱いは難しいということですね。 それでは、随分いろいろ御意見をいただいて、ありがとうございました。

考え方につきましてですけれども、事務局の提案のとおり、経営の安定化が非常に重要なのですが、あわせて、使用者の負担の公平性も大切なところで、これを両方考えなければいけないのですけれども、まずは二部使用料制を継続するのが妥当だと思います。

それから,基本水量制についても,若干議論がありましたけれども,やはりこれは継続ということでよろ しいのではないかと思っております。

3番目ですけれども、基本使用料の改定幅を大きくというのも、随分御説明ありました、4ページですよね。そもそも、固定費、基本使用料が賄うべき部分が多いという下水道事業の特性を考えると、やはり基本使用料の改定幅を大きくしていく。どこまでというのは、これから検討だと思います。基本使用料を大きくするということを基本にしていくことが妥当だと思います。

さらに議論がありましたが、従量使用料の累進度をどうするか。あるいは排出量区分ですね。先ほどありました30㎡と50㎡の話ですね。この適正性なども考慮した上で、次回の委員会におきまして使用料単価設定のシミュレーションを事務局にはお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、4、その他 として次回の予定でございます。事務局からよろしくお願いします。

○事務局 次回委員会の日程ですが,令和6年10月18日を予定させていただいているところです。議題につきましては,これまでの議論を踏まえた「経営戦略(案)」について作成していきたいと思っております。

そして,ただいま委員長から御指示がありました使用料体系のシミュレーション案についても,併せて御

提示いたしたいと思っております。 以上です。

○長岡委員長 ありがとうございました。ただいま、事務局から次回予定について御報告がありました。 そのほか、全体を通しまして御意見などがあれば、お願いいたします。――よろしいですか。

それでは、これをもちまして、第4回調布市下水道事業経営戦略改定検討に係る専門委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——